

矢巾町不足額給付金

令和6年度に実施した定額減税による恩恵を十分に受けられない方を対象とした調整給付金（当初調整給付金）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付するものです。ここでは給付金の概要をお知らせします。対象、支給額などの詳細は対象者に届くお知らせ、町ホームページをご覧ください。

◆対象

令和7年1月1日時点で矢巾町に住民登録がある方で、**1****2**のいずれかに該当する方

1 当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額などが確定した後に本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

2 ①～③のいずれの要件も満たす方
①令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円

②税制度上「扶養親族」対象外（青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方）

③次のいずれかの低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

- ・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
- ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
- ・令和6年度新たに非課税世帯または均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

◆給付金額の計算

1 令和6年度に給付した「当初調整給付額」を令和7年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が上回る方に対して、この上回る額（給付不足額）を給付します。

●所得税分

定額減税可能額
3万円×（本人＋扶養親族数）
※令和6年12月31日時点の扶養状況

令和6年分
所得税額
（定額減税前）

控除の不足分
＝今回の給付額

●住民税所得割分

定額減税可能額
1万円×（本人＋扶養親族数）
※令和5年12月31日時点の扶養状況

令和6年度
住民税所得割額
（定額減税前）

控除の不足分
＝今回の給付額

2 原則4万円（定額）※令和6年1月1日時点で国外居住者だった場合は3万円

◆申請手続き

対象になる方の状況により、いずれかの方法で申請が完了します。

令和6年度当初、調整給付を町から受給した方や公金受取口座を登録している方
▶不足額給付金支給のお知らせを送付予定。原則、手続き不要。

振込口座の情報が確認できていない方
▶確認書を送付予定。必要事項を記入、必要な添付書類を添付の上、同封する返信用封筒で返送。

申請期限と申請先

●申請期限 10月31日（金）
●問い合わせ 役場1階福祉課（019-611-2573）
※対象になるかどうか、支給額がいくらかなどにはお答えできない場合があります。

7月1日 国民安全の日

住宅防火いのちを守る 10のポイントを実践しよう

▼問い合わせ 盛岡南消防署矢巾分署（019-697-0119）

4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントは埃を清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐため、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ②火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③火災の拡大を防ぐため、部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する

- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ⑤お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

盛岡南消防署矢巾分署では、初期消火などの消防訓練の受付を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。